

下宿等に居住される皆さんに朗報です！

高等学校奨学金通学費等返還免除制度のご案内

公益財団法人青森県育英奨学会では、生徒一人一人が将来に希望を持ち、幅広い選択肢の中から自分に合った教育を選択し、安心して勉学に打ち込めるよう、令和2年4月から、高校奨学金において支援を必要とする生徒の皆さんの通学費等の一部の返還を免除する制度を実施しています。

1 対象者

公益財団法人青森県育英奨学会の高等学校奨学金の奨学生のうち、次の全てに該当する方が対象となります。（※専攻科については本制度の対象となりません。）

- (1) 奨学生の属する世帯の生計維持者（原則父母。父母がいない場合は祖父母等、父母に代わって生計を維持している主たる方）が市町村民税所得割非課税（生活保護法による生業扶助を受給している方を除く。）であること。
- (2) 通学費では1月当たり1万円、下宿費（寮含む。）では1月当たり1万2千円のいずれか超える額を負担していること。

なお、他の団体から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額によります。



青森県定時制課程及び通信制課程修学奨励金で、月額14,000円を超える貸与（通学費分の貸与）を受ける方

・卒業によりその返還が免除された場合は、本制度による奨学金の返還免除の対象とはなりません。

・本制度による奨学金の返還免除と青森県定時制課程及び通信課程修学奨励金における通学費相当分の貸与による通学費支援のどちらの制度がご自身に適切か、通学等の状況によりそれぞれ異なります。選択に当たっては、それぞれの制度の内容をご確認いただき、慎重にご検討願います。

2 対象経費等

区分	対象経費	1月当たりの 控除額 〔これは免除額では ありません。〕	1月当たりの 返還免除額
通学費	電車、バス（スクールバス含む）利用による1月当たりの実費相当額（千円未満の端数切捨て） ※ 自家用車の利用については、やむを得ないと青森県育英奨学会が判断した場合に限ります。	10,000円	奨学金の貸与月額又は対象経費の1月当たりの実費相当額の いずれか低い方の額から、控除額を差し引いた額 (例) 奨学金貸与月額・・・18,000円 1か月定期・・・25,500円→25,000円 (千円未満切捨て) 返還免除額 ・・・18,000円-10,000円 = 8,000円/月
下宿費 又は 寮費	下宿費又は寮費の契約書等に記載された金額の1月当たりの額（千円未満の端数切捨て）	12,000円	

3 届出書類

- ・ **高等学校奨学金一部返還免除届**（奨学金貸与期間中において1回だけ提出）
4月の奨学金の申込時に在籍する学校を通じて提出してください。これ以降も随時提出できますが、高等学校奨学金一部返還免除願及び確認書類のとりまとめの都合上、1月中旬までに提出してください。
- ・ **高等学校奨学金一部返還免除願**（奨学金貸与期間中は毎年度提出が必要）
翌年3月末まで（3年生（最終学年）については2月末まで）に学校を通じて提出してください。
- ・ **確認書類**
高等学校奨学金一部返還免除願に添付して学校を通じて提出してください。

4 確認書類

(1) 市町村民税所得割非課税に係る確認書類

「高校生等奨学のための給付金給付通知書」の写し、又は生計維持者の当該年度の6月に交付される市町村民税の決定通知書の写し等

(2) 通学費に係る確認書類

- ① 電車、バス
定期券の写し（定期券の券面に金額及び氏名の記載がない場合は、定期券の写しと奨学生宛の領収書の写し。ICカード定期券の場合は、定期券購入の際に発行される明細書等の写し）
- ② スクールバス
利用期間、金額及び乗車名簿等本人の利用が確認できるもの

(3) 下宿費等に係る確認書類

契約書の写し（金額、期間及び氏名の記載がない場合は、これらが確認できる書類の写し）
※ 金額、期間、居住状況等を確認するため、その他の書類の提出を求める場合があります。

(4) 他の団体による通学費等の支援に係る確認書類

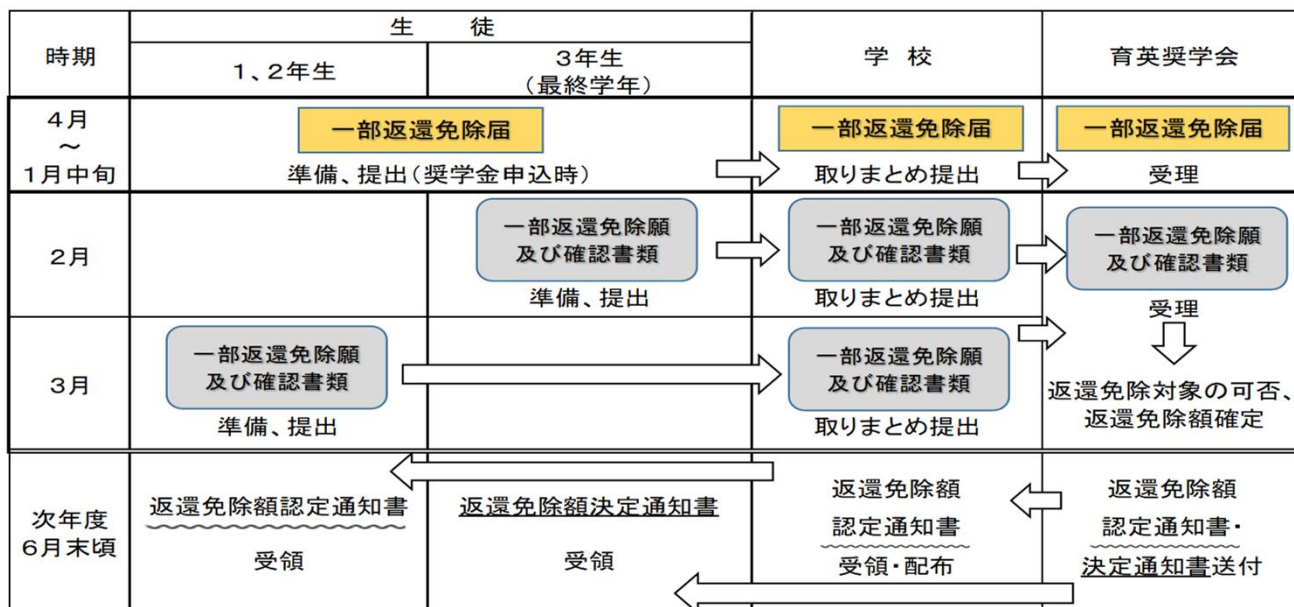
交付決定通知書の写しなど、他の団体からの支援額が確認できる書類



注意

あらかじめ定期券や契約書の写しを取り保管しておくようお願いします。確認書類が提出できない場合は、返還免除の対象となる認定額に算入できなくなりますので、ご注意ください。

5 手続の流れ



6 その他

- ・ 偽りその他不正の手段により返還免除額が決定された場合は、返還免除を取り消すこととなります。